

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 1 0 月 2 8 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

貯金を崩し何とか生活を維持しているところだが、昨年の所得が多いからと手当てを減らされ、医療費や高額な税金を請求され続けています。昨年度の収入という物差しだけでどんどん手当てを切り捨てられ重い税金を負担させられ特例は認めないという対応は正しいのですか？

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月13日	諮問
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給対象者

法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、令和2年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令2条の2第1項の規定により、43,160円としている。

(3) 支給の制限

手当の受給資格を有する者について、法9条1項は、手当は、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童（以下、扶養親族等と同児童を併せ

て「扶養親族・扶養外児童」という。)で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている(以下「支給制限」という。)

(4) 法9条1項の適用に関する政令の規定

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表は、法9条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童が2人以上であるときは、870,000円に扶養親族・扶養外児童のうち1人を除いた扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算した額(請求人の場合は、1,250,000円)としている。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が2人であって、同項に規定する所得が2,680,000円(1,920,000円に扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算した額)未満であるときで、かつ、監護する児童が2人の場合は、基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額に相当する部分について行うものとしている。

法施行令2条の4第3項の規定によれば、同条2項の「基本額一部支給停止額」は、法9条1項に規定する所得の額から、法9条1項の扶養親族が2人であるときは、1,250,000円(490,000円に法9条1項の扶養親族1人につき380,000円を加算した額)を控除して得た額に0.0230559を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとす

る。)に10円を加えて得た額とするとされている。

法施行令2条の4第4項の規定によれば、同条2項の「第一加算額一部支給停止額」は、法9条1項に規定する所得の額から、法9条1項の扶養親族が2人であるときは、1,250,000円(490,000円に法9条1項の扶養親族1人につき380,000円を加算した額)を控除して得た額に0.0035524を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)に10円を加えて得た額とするとされている。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文は、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等から80,000円を控除した額ととしている。

(5) 現況届

法施行規則4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額(法施行令3条及び4条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条7項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該

書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人を手当の受給資格者と認定して手当を支給してきたところ、本件現況届により、請求人の前年（平成31年）の所得について、合計所得額が2,088,000円であり、同金額から法施行令4条1項本文に規定する80,000円を控除した額が2,008,000円であること及び法9条1項の扶養親族が2人であることを確認し、当該控除後の所得の額が、法9条1項の扶養親族が2人であるときについて、法施行令2条の4第1項に定める手当の一部支給制限となる1,250,000円以上であり、かつ同条2項に定める手当の全部支給制限となる2,680,000円未満であったことから、手当について一部支給停止をすべき場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁が、請求人に対する手当の一部支給停止をする額を、20,190円と算定した点については、1・(4)の政令の各規定を適用することによって正確になされていることが認められ、違算の事実もないことから、本件処分に違法又は不当な点はないものといわざるを得ない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、処分庁が、上記1の法令等の定めに基づいて本件処分を行ったと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。また、請求人は、手当制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、手当に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。

手当の支給については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹